

## 海岸清掃等によるごみの搬入について

海岸清掃に伴うごみの搬入について、下記のとおり搬入するようお願いします。

なお、処理(搬入)できない物はお持ち帰りいただきます。

処理(搬入)できない物の処分については、各市:環境課と事前に協議してください。

海岸清掃を行う前に、必ず参加者全員にごみの分別を周知徹底してください。

1	申 請 書 類	作 業 要 領	備 考
① ② ③	ごみ搬入手数料免除申請書 (記入) ① 搬入年月日 ② 搬入物 車両番号・搬入者氏名 ※複数回・複数台で行う場合 ③ 搬入事由 申請者	事前に各市役所で申請する  種類を記入「可燃物」「金物」等 搬入車両ナンバー・氏名を記入 裏面「公共搬入車証明書」に記入 持ち込むごみの発生理由「海岸清掃」など	御前崎市役所:環境課 牧之原市役所相良庁舎:環境課  砂、土、泥等は搬入できません
2	受 付		
① ② ③ ④ ⑤	① 申請書の提出 ② 搬入時 ③ 計量 ④ 荷降ろし ⑤ 終了時	当日、搬入1番目の方が持参・提出 どこの海岸清掃かを報告 受付前の計量器にて計測 積み荷を降ろしてください 精算所の計量器にて計測	係員の指示に従ってください
3	分 別		
①	砂、土、汚泥等	搬入できません	
②	流木(少量に限る) 直径10cm未満 直径10cm以上	砂、土の付着がないようにしてください 50cm未満に切断 搬入できません	太いものや、多量の場合は処理困難 なため、搬入できません
③	草木類(リサイクル)	木の根、ごみ、砂等の混入厳禁 直径10cm未満・長さ概ね2m	分別が困難な場合は規定内に切断し 搬入(直径10cm未満・長さ50cm未満)
④	可燃物	砂、土等の混入が無いようにしてください	
⑤	ビニール・スチロール	海岸清掃に伴うごみは風化が激しいため	
⑥	ペットボトル	可燃物として搬入	
⑦	缶	ペンキなど中身が残っているものは 搬入できません	
⑧	ビン・ガラス	必ず洗ってから搬入してください	内容物が残っている、または 洗っていない物は搬入できません
⑨	漁網、ナイロン・プラスチック製のロープ、ブイ、大きな(多量な)流木 バッテリー、タイヤ、グラスファイバー製品等は処理できません		詳しくは保全センターホームページ または「ごみの出し方」を参考

日曜日の搬入はほかの搬入者も多いため、受付を待つ時間がかかる場合があります。

砂の付着が目立つものは搬入できません。車別に分別して搬入していただくと荷降ろししやすく時間の短縮になります。

搬入車の方自身で荷降ろししていただくため、搬入車両には2人以上が乗員して搬入してください。